

構成員提出資料

- 朝比奈構成員
- 奥山構成員
- 佐保構成員
- 立岡構成員
- 田中構成員

地域共生社会推進検討会への意見

中核地域生活支援センターがじゅまる 朝比奈ミカ

1. 広域行政の役割について

○ 都道府県の役割については、重層的なセーフティネットを構築していく観点から、具体的な機能の位置づけが必要である。内容としては下記を担うことが考えられる。

A：市町村における包括的支援体制の構築の取組の支援

B：市町村域を超える広域での人材育成やネットワークづくり

C：市町村の体制から漏れた相談ニーズを受け止め、具体的にに関わりながら広域での支援や調整をすすめていく

*Cの機能があることで、市町村の体制づくりを事例を通じて個別的（質的）にバックアップするとともに、モニタリングすることも可能となる。

○ また、自立相談支援機関を有しない町村等に対しては、都道府県によるきめ細かな支援が必要と思われる。参加支援などについては、当該町村と意見交換しながら、事業の共同実施の調整、都道府県に対する事業実施の委託等、積極的・実質的なバックアップを行う必要がある。

2. 子ども・若者年代への支援体制の構築について

○ 家族を頼れない10代後半から20代の子ども・若者については、「制度の狭間」とは言い切れない社会的に無策の状況が存在することを改めて指摘しておきたい。社会的養護の「アフターケア」については官民により少しずつ取り組みが進んできているが、それも児童福祉の延長線上での位置づけにとどまっており、虐待等の影響により回復に長い時間と関わりを必要とする彼らの状況を知る関係者は、手弁当での支援を余儀なくされている。さらに、児童福祉の関与は虐待的環境にある多くの子どもたちのうちの一部に限られ、親族を頼れず公的支援にもつながらないまま社会に押し出されている子どもたち・若者たちは膨大に存在すると推測されるが、彼らは「アフターケア」関連事業の対象にすらなっていないのが実情である。

○ 自立援助ホームをはじめとした児童福祉法における10代後半以降の子どもたち・若者たちへの関わりの実践は非常に重要であり、児童福祉法と生活困窮者自立支援法をはじめとする成人期の支援策とが地域の中で重なり合ってライフステージを支えていくことが求められている。

周囲から手を差し伸べられた経験のない子どもたち・若者たちは、厳しい状況に耐える・我慢することを強いられてきたがゆえにギリギリまでSOSを発信することがなく、その分「いま・ここで」の対応を求められることも多い。その点で、公的機関が対応しない「夜間や休日」のさしあたりの支援（シェルターや居場所）があることでニーズが顕在化することにつながる。

例えば、ケア付き住まいの機能をもつ自立援助ホームが地域のなかに居場所を持たない子どもたち・若者たちのサロン活動や短期宿泊の機能をもつことは、一つの有効な方策であると思われる。

○ 釧路市を拠点に活動するNPO法人地域生活支援ネットワークサロンが「平成25年度社会福祉振興助成金」を受け、貧困や暴力にさらされながら子ども時代を過ごしてきた当事者たちと一緒に「若者主体の自立実現支援体制創造事業」としてまとめた報告書では、「地域の合法的な家出拠点」の必要性が提言されていた。具体的な内容としては、「いることのできる場所がほしい／中学校区に一つ／誰か

がいて／話を聞いてくれる／社会福祉コンビニ／安心してご飯食べたり、泊まったり、居場所になる」と説明されている。

- 参加支援の一つのメニューとして、子ども・若者を対象としたサロン活動や短期宿泊の機能を位置づけ、その事業を自立援助ホームをはじめとした児童福祉法の関係機関が担うことが可能となるような仕組みづくりが進むことを期待したい。

3. 新しい制度における各種事業のあり方について

地域における福祉的な社会資源は、行政の直営や委託による事業と指定基準を満たした事業所が参入してサービスを提供した出来高に応じ個別給付の報酬を得られる介護保険や障害者福祉のような事業で構成されている。行政の直営や委託による事業だけでは、展開の広がりや速度、深度、多様性に限界があり、指定事業所が得意を生かしながら柔軟な発想で事業に取り組み、報酬を得ることでさまざまな実践が進展し、蓄積されていくことが可能となってきた。

社会的孤立を含む多様で複雑なニーズを受け止めるセーフティネットを構築していくためには、地域毎、事業者毎に創意工夫のある取組が評価され、また、生まれてくる仕組みとすべきである。今後、新たな制度の事業評価の手法や市町村の委託先の選定の考え方を整理する際には、個別給付の枠組みのもとでの蓄積も踏まえて、支援実績を考慮できるようにしていくことも検討を行っていくべきである。

2019 年 11 月 18 日

地域共生社会推進検討会とりまとめ案に対する意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

奥山千鶴子

これまでの議論を踏まえ、とりまとめていただきましたことに感謝申し上げます。
欠席のため、意見を提出いたします。全体の方向性や考え方には賛同いたします。ただし、今回、予算についての詳細が初めて記載されておりましたので、以下意見を申し述べます。

P11～P12

「断らない相談支援」の体制整備に例示されている事業、子ども分野であれば利用者支援事業は設立まもない事業であり、その普及促進はやっとスタートしたばかりです。

たとえば、利用者支援事業母子保健型の専門員が配置されている子育て世代包括支援センターは、2020 年度末までにすべての自治体に設置が求められていますが、いまだ半数を超えた程度です。妊娠期からの切れ目ない支援体制づくりの整備が始まったばかりといえます。

他分野との連携が必要なことは言うまでもありません。しかしながら、子ども分野は他分野から遅れをとっており、妊娠期から子育て期までの整備体制を構築することがまずは必要な段階と考えます。それすらもまだまだ連携ができておりません。子ども分野において相談対応を行ってきた母子保健、子育て支援、児童虐待対応等に関わる関係部局等と十分な調整が必要かと思えます。

今回、断らない相談体制を構築に向けた制度設計に当たっては、独自の予算を確保するとともにこのような子ども分野の状況を十分踏まえながら、新しい事業に手をあげる自治体で子ども分野の取組が遅れることのないように留意してください。

P15～18

地域づくりに向けた支援の必要性について各分野の連携と協働については、これまで以上に進めていく必要があると考えます。

しかしながら、地域子育て支援拠点事業を長年全国に普及促進してきた経緯から申し述べますと、担い手の多様性、特に民間に委託された事業については、ここ 2 年継続して実施してきた経営実態調査からも人件費、運営費等が充分ではないことが指摘されています。そのような中での一括交付は、事業者にとってもさらに厳しい状況に置かれる可能性

があります。

このため、現在、地域子育て支援拠点事業は、一般型での実施基準は週3日以上一日5時間以上の実施、連携型（児童館等）で週3日以上1日3時間以上の実施となっております。この実施基準を基盤として、例えば、一括交付を通じて、それ以外の時間を高齢者や障害をお持ちの方など他の属性の方も一緒に拠点の利用が可能となるような方向での制度設計の検討をお願いします。

あわせて、一括交付は、ブラックボックス化しやすいイメージがあり、特に事業を受ける事業者にとってしわ寄せがいかない体制づくりをお願いします。

それぞれの事業の得意な分野を活かしながら、他分野との連携強化をすすめていくことでこれまで以上に各分野への理解を進め、ひいては取り組む自治体や事業者を増やしていくことにつながり、結果として共生型社会への近道になるのではないかと考えます。

2019年11月18日

第8回地域共生社会推進検討会に関する意見

日本労働組合総連合会
総合政策推進局長 佐保 昌一

地域共生社会推進検討会最終とりまとめ（案）について、以下のとおり、意見を申し上げます。

- 新たな事業を行うにあたり、事業を委託する際は、行政からのお仕着せや関係団体への丸投げがあってはならない。地域づくりに向けた支援等について、市町村が主体となり事務局機能を担いつつ、さまざまな関係機関・関係者と連携しながら、市町村が委託先機関と伴走的な支援を行うことが求められる。また、地域共生社会に向けて、とりわけ地域住民を巻き込むことが重要。今回の最終とりまとめ（案）で示された地域共生社会の理念や新たな事業の内容、既存の取組みの活用などが多くの者に共有され、そして全国の市町村で実践されるよう、この間の検討会で示された図表等も取り入れながら、分かりやすい周知をお願いしたい。
- 外国人労働者をはじめ、日本の地域社会で住み暮らす「生活者」としての外国人との共生社会の実現が求められている。災害時だけでなく、地域づくりの観点等でも外国人に関する記載を盛り込んでいただきたい。
- 国による財政支援は、地域の多様なニーズに合わせて、分野・属性横断的に一体的・柔軟に活用できること、また、煩雑な事務処理を行うことなく支援を提供できることが重要だと考えるが、経費の性格の維持など国による財政保障のあり方にも十分配慮することが必要。既存の制度からの拠出については、拠出が特定の制度に偏らないようにすることとともに交付水準を保つことが重要。交付水準が下がることがないように、ルールを検討を行うべきである。

以 上

地域共生社会推進検討会最終とりまとめ（案）への意見・感想

(一社) パーソナルサポートセンター

業務執行常務理事 立岡 学

1. P 2 の○の 3 つ目の 3 行目に、『福祉政策だけでなく保健、医療など社会保障領域、さらに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全般にわたる』のところに、“成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援”をいれていただいたのは良かったと思います。ただ、せっかくなので、同じページ○の 5 つ目の 2 行目のところ、「福祉政策だけでなく、保険・医療を含む対人支援領域全体を・・・」のところにも“成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援”をいれていただければと思う次第です。

2. P 9 の注釈の『断らない相談は、・・・(中略)・・・。生活困窮者自立支援制度においては、生活保護を受給されている方については、制度の利用対象外となっているが、新たな事業においては、生活保護を受給されている方についても支援の必要性があると判断される場合には、当然に事業の利用が可能である』という文言は大変すばらしいと思います。
特に、生活保護受給者の多くは高齢者であり、その方々は孤立している傾向にある方が多く、その方々が断らない相談を通じ、「参加支援の場」として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業等を利用できるならば、働きたい人には就労支援をすすめ、ガッチリ働くことまではできない人には就労準備等の活動に参加することによる見守りや介護予防につながり、また年齢が若い就労準備の利用者と共に活動することで、より元気に暮らしていけると思われますし、若い就労準備の利用者にとっても、刺激を受けるきっかけ（相互作用が生まれる）になるのではないかと思いますし、また、同注釈の記載のとおり、ケースワーカーとの役割分担の在り方について、柔軟なかたちですすめられる様に検討いただければと思う次第です。

3. P 1 2 の○5 つ目ですが、『対人支援においては、保険、医療、福祉、教育、司法、消費者相談等・・・』のなかに、“司法”をいれていただき、素晴らしいと思います。

4. P 1 3 の○1 つ目に『具体的には、例えば、自殺対策、居住支援、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援などの・・・』のなかに、再犯防止・更生支援をいれていただき、より分野を横断した関係性の構築がはかれるのではないかと思います。

5. P 1 4 の○2 つ目の機能拡充の例のところに、以下の例を掲示してもらうといいのではないかと思う次第です。

・生活保護受給者の孤立防止や参加支援の視点から生活困窮者自立支援制度の任意事業（自立相談、就労準備、就労訓練、家計改善支援、学習支援（子どものみならず大人の学び直し）等）を利用できる。

・障害者の就労支援事業所等に障害者手帳、自立支援医療受給者証や医師の診断書がない人でも、孤立防止、就労支援、参加支援の視点から経済的な困窮状態に関係なくひきこもりの者、生活保護受給者、生活困窮者自立支援制度の利用者等が、利用できる支援（利用者のみならず役割を付与した準スタッフ的な枠）を行う。

6. P 1 5 の注釈に『支援の現場において、身寄りがなく居所を転々とする者への支援は深刻な問題となっているが、これらの問題に対応するには地域で暮らし続けるための「地域のつながり」と「困ったときに相談にのってくれる（受け止めてくれる・守ってくれる）人」が重要であり・・・』を太字下線のところを追加してもらいたいです。

「地域のつながり」のなかに「人」が含まれるという解釈なのかもしれませんが、人が人を支え、人が人に支えられることを考えると、抱樸理事長の奥田さんではないですが、「地域のつながり」プラス「受け止めてくれる人」なのかと思います。その受け止めることができる人の役割を「断らない相談支援」がなれるのか、ここがポイントの様な気がします。

また、同注釈の『特に地域から排除される傾向にある若者への支援、刑務所を最後のセーフティネットにしない更生支援について検討が求められる』の追記もお願いしたいです。現在、法務省で取り組んでいる再犯防止モデル事業のなかで、被疑者被告人のところから福祉が関与している入口支援が多く自治体で実施されていることを考えると、更生支援についても記載が必要だと思われます。

7. P 1 8 の○4 つ目の『②ケアし・・・(中略)・・・あわせて、個別の活動や人のつながりを広げるためには、住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）で出会いの場を作り、交流を生み出す視点、交流人口を拡大する視点も必要と考えられる。』と太字下線を追記いただければと思います。

8. P 1 9 の○6 つ目の2～3 行目に『地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠である。地域社会の持続可能性についても意識しながら、特に都市部と地方の交流人口の拡大、広域における地域資源の相互利用の視点から、まちづくり・地域産業など他の

分野の可能性も広げる連携・協働を強化することも必要である』と太字下線追記いただければありがたいです。

広域連携且つ農福連携就労支援の取り組みとして、泉佐野市と弘前市の連携など都市と地方の連携の視点も地域共生社会の町づくりの視点には必要なことであり、交流人口を拡大させることを含め、記載すべきだと思います。

9. P 2 0 の○6 つ目のところに、災害時でも断らない相談支援を構築していき、被災者の生活再建に向けた支援体制を整備するという文言は大変すばらしいと思います。

また、支援対象者は当該市町村に住民票を有する住民であるかどうかについて問わないことについても、誰も排除しない、断らない相談の理念を文字化したものと思い、素晴らしいと思っています。

1 0. P 2 5 の○1 つ目の『広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応については、DVや刑務所出所者など、・・・(中略)・・・専門的な相談が求められる場合等に対して、都道府県みずから広域的な観点で市町村・また断らない相談支援事業に従事する支援員をバックアップする事業(フォローアップやSV事業等)の実施が考えられる。またケースによっては都道府県をまたがないと解決できない相談もあることから、都道府県同士が連携し、対応することも必要である。』と太字下線を追記いただくと、より都道府県の役割が明確になると思います。特にDV被害者等で都道府県をこえて支援をすすめた方がいい場合や住民票のある(あった)自治体に戻ることができない刑務所出所者で被害者保護の観点や地域で暮らしていくにはあまりにも重罪が故に難しく、住民票のある自治体に戻すことができないケースなどは都道府県の役割になると考えます。また都道府県が都道府県と連携をするということも記載いただくといいのではないかと思います。(※P 2 4 の国および都道府県における人材育成・確保についての○3 つ目に通じますし、P 2 4 の都道府県の具体的な役割の例の3 つ目の○にも通じます)

2019年11月18日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

座長 宮本太郎 殿

検討会構成員・公立大学法人埼玉県立大学理事長

田中 滋

(部会長代理を務める)社会保障審議会医療部会と開催時間がまったく重なっているため、大変申し訳ありませんが、本日の検討会を欠席します。そこで「検討会最終とりまとめ(案)」について下記のような修正を提案いたします。

- ① p.2 一番下の○1 行目後半：高齢者に関する地域包括ケアシステム→高齢者ケアから始まった地域包括ケアシステム

理由：地域包括ケアシステムの検討はたしかに介護保険分野から始まりました。ただしその後の議論の進化・深化を経て、近年では、地域包括ケアシステム構築とは児童や障がい者にとっても安心してらせる地域づくりと理解されるようになっていきます。

- ② Pp.7 二つ目の○1 行目後半：「自助・互助・共助・公助」という従来の考え方と合わせて→「自助・互助・共助・公助」の組み合わせという従来の考え方を発展させて

理由：「従来の考え方と合わせて」だと、「自助・互助・共助・公助」とは別な考え方を提起していることになります。しかし、○の3行目以下に提示されている内容は、3つの「・」の順に、まさに共助・公助・自助・互助を例示しており、“従来の考え方”を発展・継承している記述だからです。

- ③ p.18 三つ目の○2 行目半ば：誰もが多様な経路でつながり→誰もが望めば多様な経路でつながり

理由：つながり、参加できる社会は素晴らしい目標です。とはいえ、そこに強制があってはならず、本人の自発性に基づく記述とすべきと考えました。

- ④ p.23 (2)の最初の○2 行目：国として標準的な研修カリキュラムや教材等を整備し、全国で…→国として標準的な研修カリキュラムや教材等を整備し、それぞれの地元の大学の力を活用するなど、全国で…

理由：大学人として、包括的支援体制の整備促進に各地の大学の力を大いに利用していただきたいからです。別な角度から見れば、各大学が地元の支援体制整備に積極的に参加すべきだとの提案でもあります。